

公募型プロポーザルの実施（公告）

スタートアップ創出・育成事業業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年4月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務の名称 スタートアップ創出・育成事業業務委託（以下「業務委託」という。）
- (2) 業務内容 スタートアップ創出・育成事業業務委託 プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

2 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人及び未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方自治体から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び実施要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで9の場所で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和7年5月7日（水）まで掲載して配布する。

<http://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>

4 参加申込の方法等

プロポーザルに参加を希望する者は、以下によりプロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 9 の場所
- (3) 提出物 ①第 1 号様式 参加表明書
②第 2 号様式 誓約書
③第 3 号様式 印鑑届
④第 4 号様式 口座振替申込書
⑤第 5 号様式 営業概要書
⑥第 6 号様式 委任状（委任の場合のみ）

【添付書類】・都道府県税の未納がない証明書

- ・消費税及び地方消費税の未納がない証明書
- ・令和 7 年 4 月 25 日までに、当該業務と類似した業務を履行した実績を証明する書類（任意様式、業務内容・金額等を確認できる契約書等）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動報告書

- (4) 提出部数 各 1 部
- (5) 提出期限 令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時まで（郵送の場合、提出期限までに必着のこと。）
- (6) プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 5 月 9 日（金）までに申請書に記載された連絡先にメールで通知するとともに、書面でも通知する。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加するために必要な企画提案書を提出することができる。

5 企画提案書の提出方法等

実施要領により、次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 9 の場所
- (3) 提出物 企画提案書
- (4) 提出部数 4 部（正本 1 部、副本 3 部）
- (5) 提出期限 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで（郵送の場合、提出期限までに必着のこと。）

6 企画提案書の審査

提出された企画提案書について、業務委託に係るプロポーザル審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

7 契約の締結

長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の規定により、最優秀提案者と業務委託についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、最優秀提案者との契約が成立しない場合には、次点者と契約締結の交渉を行う。

8 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

9 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁 5 階

（名称）長崎県 産業労働部 新産業推進課 新産業・スタートアップ班

（電話）095-895-2526

10 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。